

大口町下水道事業受益者負担金等徴収職員証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道事業受益者負担金等徴収職員証（様式第1。以下「徴収職員証」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収職員証)

第2条 大口町職員のうち、尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第1条に規定する受益者負担金及び大口町下水道条例（平成5年大口町条例第30号）第17条に規定する下水道の使用料（以下「負担金等」という。）について徴収及び滞納処分を行う者（以下「徴収職員」という。）に、その身分を証するため、徴収職員証を交付する。

2 前項の徴収職員証を交付したときは、徴収職員証交付者名簿（様式第2）に必要事項を記載する。

(徴収職員証携帯義務)

第3条 徴収職員は、次に掲げる事務を行うときは、徴収職員証を携帯しなければならない。

- (1) 負担金等の徴収に関する調査のため質問又は検査を行うとき。
- (2) 負担金等の滞納処分のため財産を差押え、又は財産差押えに関する調査のため質問、検査、若しくは捜索を行うとき。

2 徴収職員は、職務遂行にあたって関係人から身分を証明する請求があったときは、速やかに徴収職員証を提示しなければならない。

(徴収職員証の再交付)

第4条 徴収職員が、徴収職員証を汚損、毀損又は紛失したときは、徴収職員証再交付申請書（様式第3）により再交付を申し出なければならない。

(不正使用の禁止)

第5条 徴収職員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(徴収職員証の返還)

第6条 徴収職員でなくなった者は、徴収職員証を速やかに返還しなければならない。

い。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則 (令和3年3月26日 大口町訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第1条関係)

(表)

第	号	下水道事業受益者負担金等徴収職員証			
写 真		所	属		
		氏	名		
		生年月日	年	月	日
	年	月	日	交付	
		愛知県丹羽郡大口町長			印

(裏)

- 1 本証は、大口町下水道事業に係る負担金及び使用料の徴収、滞納処分に関する調査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人から請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、徴収職員でなくなったときは、返納しなければならない。

様式第3（第5条関係）

下水道事業受益者負担金等徴収職員証再交付申請書

年 月 日

大口町長 様

所属

氏名

下記の事由により徴収職員証を再交付してください。

事由.....
.....
.....
.....
.....
.....